

第百六十七号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。  
別表一の部第十三の款一の項中「第九条」を「第三十条」に改め、同款二の項中「第十六条」を「第三十七条」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行による特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。